

被災宅地危険度判定を行います

## 被災宅地の危険度判定制度

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広 範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生 状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

## 被災宅地危険度判定士とは・・・

被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」　）は、被災した市町村又は都道府県の要請によ り、宅地の二次災害の危険度の判定を行う技術者です。主に土木、建築等の技術者で、一定の 専門技術資格・経験を有し、都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士講習会」の受講した 後に登録した者です。

判定活動をする場合、登録証を携帯し、「被災宅地危険度判定士」と明示した腕章やヘルメ ットを着用しています。

## 判定の概要

宅地判定士を含む 2～3 人が 1 組になって、調査票等に定められた客観的な基準により、 目視できる範囲の箇所について被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。

その際、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもあります。

①被害状況確認（擁壁） 全体の被害状況を把握 しながら、 宅地の平面 図、被害箇所の断面図を 調査票に記載していき ます。

②被害状況確認（宅盤） 宅地に亀裂がないか等 調査し、宅地全体の被 害状況を把握していき ます。

③被害状況の詳細調査 各被害状況の詳細（亀裂の 幅、傾き状況等）を調査し、 被害程度に応じて点数をつ けていき、各宅地の被害程 度を点数化していきます。

④調査結果の掲示

各宅地の被害点数に応じ て、宅地所有、近隣の住民 が余震により二次災害にあ わないよう、宅地の状況を 周知するため、結果票を目 立つ箇所に掲示します。

問い合わせ先

注意

判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果は、下記の 3 種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否か

を識別できるようにします。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災

害防止のための処置についても明示します。なお、判定結果についての問い合わせ先も

ステッカーに表示しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被災宅地危険度判定結果 | | |
| 危険宅地  UNSAFE | | |
| ◆この宅地に入ることは危険です  ◆立ち入る場合は専門家に相談してください | | |
| 注記： | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
| 整理番号 | | |
| 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 | | |
|  |  | 電話（ ）  災害対策本部 － |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被災宅地危険度判定結果 | | | | | |
| 要 注 意 宅 地  ＬＩＭＩＴＥＤ ＥＮＴＲＹ | | | | | |
| ◆この宅地に入る場合は十分に注意してください  ◆応急的に補強する場合は専門家に相談してください | | | | | |
| 注記： | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
| 整理番号 | | | | | |
|  | 判定日時 | 月 | 日 午前・午後 |  | 時現在 |
|  |  | | 電話（  災害対策本部 | － | ） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被災宅地危険度判定結果 | | | | | |
| 調査済 宅 地  ＩＮＳＰＥＣＴＥＤ | | | | | |
| ◆この宅地の被災程度は小さいと考えられます | | | | | |
| 注記： | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
| 整理番号 | | | | | |
|  | 判定日時 | 月 | 日 午前・午後 |  | 時現在 |
|  |  | | 電話（  災害対策本部 | － | ） |

危険宅地

この宅地に入ること は危険です。

要注意宅地

この宅地に入る場合は 十分に注意してくださ い。

調査済宅地

この宅地の被災程度は

小さいと考えられます。

## 注意

※ 本判定結果は、あくまで被災後に実施される宅地の危険度に 関する暫定的な調査であるため、「り災証明」のための調査では ありません。

問 合 先

# 甲佐町役場　建設課

電話 096-234-1183 FAX　096-234-4400